

13. 年金、手当、扶養共済、福祉資金貸付の制度

1 年金制度

公的年金制度に加入している期間中等に初診日のある傷病等により障害者になった場合に年金、手当金(一時金)が支給されます。

(1) 受給要件

次の①～③に該当する場合に支給されます。

- ① 初診日(注1)においていずれかにあてはまる者
 - 国民年金・厚生年金保険の被保険者である者
 - 被保険者であった者で日本に住む60歳以上65歳未満の者
 - 20歳未満の者
- ② 障害認定日(注2)の障害の程度が1級または2級(障害厚生年金は3級まで)の者(注3)
 なお、障害認定日では障害等級に該当していなくても、その後、65歳になるまでに該当すれば請求することができます。
- ③ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの期間のうち、保険料の納付済期間と免除期間等を合わせて2/3以上あること。
 なお、初診日が令和8年3月31日までの間にあるときは初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がなければよいことになっています。(65歳未満に限る)

(注1) 障害の原因となった病気やケガについて初めて医師又は、歯科医師の診療を受けた日

(注2) 初診日から1年6か月経過した日又は、それまでに治った場合には治った日
 (その症状が固定し、治療効果が期待できない状態に至った日を含む。)

(注3) 国民年金・厚生年金保険法施行令別表で定められた等級で、身体障害者手帳の等級とは異なります。

(2) 年金額等

種 類	内 容	問い合わせ先	備 考
障害基礎年金	<1級>972,250円 <2級>777,800円 (生計を維持する18歳到達年度の末日までの間にある子または20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子がいる場合に加算されます。) 1子・2子各年額 223,800円 3子以降各年額 74,600円	市町村役場 (①～③) (68頁参照) 年金事務所 (④) (70頁参照) ※②第3号は年金事務所	① 20歳前の未加入の初診 ② 国民年金第1号、第3号被保険者期間中の初診 ③ 喪失後60歳以上65歳未満の日本居住中の初診 ④ その他(詳細はお問い合わせください)
国民年金 年金生活者支援給付金(障害)	年金生活者支援給付金(障害)の金額及び支給要件は次の通りです。 <障害基礎年金 1級受給者>6,275円 <障害基礎年金 2級受給者>5,020円 ○障害基礎年金の受給権者であること ※旧法国民年金、旧法厚生年金、旧法船員保険、旧法共済各法の障害年金、その他の障害を支給事由とする年金であって政令で定めるものを含みます。 ○前年(1月～9月分の支援給付金については前々年)の所得額が、4,721,000円+扶養親族等の人数×38万円以下であること。 ※生計同一配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。 以下の条件に該当した場合は不該当(不支給)となります。 ○日本国内に住所を有していないとき ○障害基礎年金の全額につき、その支給が停止されているとき ○所得要件に該当しなくなったとき ○刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき ○少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき	年金事務所 (70頁参照)	

種 類	内 容	問い合わせ先	備 考
厚生年金保険（船員保険の職務外を含む）	障害厚生年金 <1級> 報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額+障害基礎年金額 （配偶者加給年金額 223,800円） <2級> 報酬比例の年金額+配偶者加給年金額+障害基礎年金額 （配偶者加給年金額 223,800円） <3級> 報酬比例の年金額 （最低保障額 583,400円）	年金事務所 （70頁参照）	○ 被保険者期間中に初診日があること。 ○ 1級又は2級の障害の状態にあるときは、同時に障害基礎年金が支給されます。（65歳以上の初診は除く） ○ 被保険者期間の月数が300月（25年）に満たないときは、300月として報酬比例の年金額が計算されます。
	障害手当金（一時金）		報酬比例の年金額×2 （最低保障額 1,166,800円）
特別障害給付制度	特別障害給付金 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、又は昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合等）の加入者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方に支給されます。 支給額 1級 52,300円（月） 2級 41,840円（月）	請求窓口 住所地の市町村役場 （68頁参照） 詳細は年金事務所（70頁参照）	○ 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ○ 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金制度等の加入者等の配偶者

※ 年金額は平成28年4月からの額ですが、経過措置により適用される率等が異なることがあります。

※ 本表の1級、2級、3級は身体障害者手帳の等級とは異なります。

※ 20歳前の障害による障害基礎年金には納付の要件はありませんが、本人の所得により、支給に制限があります。

2 手当等制度

名 称	内 容	問い合わせ先
特別障害者手当	身体又は精神(知的障害を含む)の重度の障害が2つ以上重複する等により、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者に支給されます。 ※ただし、障害者本人、その配偶者又は障害者の扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、支給が停止されます。 手当月額は 27,300円(物価スライドにより改定される場合あり)	市福祉事務所 保健所福祉課 (68頁参照) 府障害者支援課 TEL 075-414-4732
障害児福祉手当	身体又は精神(知的障害を含む)に重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に支給されます。 ※ただし、障害児本人、その配偶者又は障害児の扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合は、支給が停止されます。 手当月額は 14,850円(物価スライドにより改定される場合あり)	市福祉事務所 保健所福祉課 (68頁参照) 府障害者支援課 TEL 075-414-4732
特別児童扶養手当	重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を養育する方に支給されます。 ※1級障害: 身体障害者手帳1～2級又は療育手帳A程度 2級障害: 身体障害者手帳3級及び4級の一部又は療育手帳Bの一部程度 (診断書による) 手当月額(所得制限あり) 1級障害の児童1人につき 52,400円(令和4年4月1日以降) 2級障害の児童1人につき 34,900円(同上)	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 府家庭支援課 TEL 075-414-4585
児童扶養手当	ひとり親家庭の児童又は父若しくは母が重度障害の状態にある家庭の児童を養育している父母又は父母に代わって児童を養育している者に支給されます。 手当月額 所得に応じた段階制(所得制限あり) 児童 第1子 10,160円～43,070円(令和4年4月1日以降) 第2子 5,090円～10,170円を加算(同上) 第3子以降 3,050円～6,100円を加算(同上) ※ 公的年金を受給されている方は年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。ただし、障害基礎年金等を受給されている方は障害基礎年金等の子加算部分の額が、児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 町村域: 府家庭支援課 TEL 075-414-4585

※(注) 認定には原則として、診断書が必要です。

名 称	内 容	問い合わせ先
在日外国人重度障害者特別給付金	<p>国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日(基準日)前に20歳に達していた等の理由により、障害基礎年金等を受けることができない重度の障害のある在日外国人に給付されます。</p> <p>京都府制度の支給条件は、府内の市町村の住民基本台帳に記録されている外国人又は外国人であった者のうち次に掲げる要件のすべてを満たす者。</p> <p>(1) 基準日前に満20歳に達し、同日において日本国内に外国人登録をしていたこと。</p> <p>(2) 重度障害(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)のある者</p> <p>(3) 基準日前に重度障害者であった者又は同日以後に重度障害者となった者で、その障害の発生原因となった傷病に係る初診日が基準日前に属すること。</p> <p>(4) 老齢基礎年金等の公的年金(月額20,000円以上)を受けていないこと。</p> <p>(5) 給付月額は20,000円。(公的年金の受給月額が20,000円未満の場合、本給付金20,000円(月額)との差額を支給)なお、所得制限等があります。</p>	<p>保健所福祉課 (68頁参照)</p> <p>府障害者支援課 TEL 075-414-4598</p>

3 心身障害者扶養共済制度

心身障害児・者の保護者を加入者とし一定の掛金を納めていただき、加入者が死亡又は重度障害になった場合、心身障害児・者に終身給付金を支給することにより、心身障害児・者の将来の生活の安定と福祉の向上を図ろうとする制度です。

- (掛金) … 2口目まで加入できます。(加入時の年齢により掛金は違います。)
- (掛金の減免) … 生活保護世帯、前年度市町村民税所得割非課税世帯等の加入者については、1口目の掛金が免除されます。
- (給付金) … 1口月額 20,000円 (2口月額 40,000円)
- (問い合わせ先) … 各市町村福祉担当課(パンフレット等を用意しています。)
- 府障害者支援課 TEL 075-414-4599

4 生活福祉資金の貸付概要 (実施主体:京都府社会福祉協議会 TEL 075-252-6293) (問い合わせ先:市区町村社会福祉協議会)

障害者世帯(身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯)で所得水準が生活保護基準の2.5倍以内の世帯に対して必要な資金の貸付と相談支援を行い、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

他法・他制度が優先適用されることとなります。

生活福祉資金の貸付に当たっては他法・他制度の利用が困難な世帯への貸付となります。

借入申込に当たっては、資金種類等で別に定める貸付条件がありますので、詳細については窓口で御相談ください。(京都市内在住者を含む。)

なお、貸付には審査があります。審査の結果、御希望に添えない場合もあります。

資金の種類	貸付限度額(円)	貸付利率	据置期間	償還期限	備 考
福祉資金	生業	4,600,000	3月以内	10年以内	日本政策金融公庫などで借入ができる場合は、そちらが優先
	技能習得	5,800,000		8年以内	技能習得する期間により貸付月額等を積算のうえ貸付額を決定する(要相談)
	住宅	2,500,000		7年以内	
	福祉用具購入	1,700,000		8年以内	
	自動車購入	2,500,000		8年以内	排気量は1,600cc(ディーゼル車は1,800cc)以内のもので、諸経費を含む購入額は2,500,000円以内また、買替の場合は8年以上経過していること
	中国残留邦人等国民年金追納	5,136,000		10年以内	
	療養・介護等	1,700,000		5年以内	「介護サービス受給期間及び障害福祉サービス受給期間が1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立のために必要とみとめられるとき」の貸付限度額は2,300,000円
	冠婚葬祭	500,000		3年以内	
	転宅				
	支度				
	一般福祉	1,500,000		7年以内	措置期間の設定等、特例の取扱あり
災害援護					
緊急小口資金	100,000	無利率	2月以内	1年以内	

※ 据置期間中は無利率